

通じて社会的に支える」こととしている。

さらに、地域の子育て力を高め、それぞれの地域の特色を生かし、子どもと子育てを中心として「地域のネットワークで支える」とともに、地域の再生を目指すこととしている。

2) 「希望」がかなえられる

ビジョンにおいては、個人の希望する結婚、出産、子育てを実現するという観点から、「生活、仕事、子育てを総合的に支える」という考え方のもと、子どもを生み育てることに夢を持てる社会を目指すこととしている。

子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率は、2007（平成19）年の調査で12.2%、そのうち、ひとり親世帯については54.3%となっている。また、OECD加盟国で比較した相対的貧困率についてみると、我が国はOECD諸国の中でも高い水準であり、その改善が課題となっている。このため、「格差や貧困を解消」し、親の経済力や幼少期の生育環境によって、人生のスタートラインの段階から大きな格差が生じ、世代を超えて格差が固定化することがない社会を目指している。

さらに、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すとともに、若者、女性、高齢者、障害のある者など働く意欲と能力を持つすべての人の社会参加を実現することにより、「持続可能で活力ある経済社会」が実現することを目指している。

※結婚や出産に関する個人の希望が実現した場合の合計特殊出生率は、1.75程度になるものと試算されている。

3 3つの大切な姿勢

ビジョンにおいては、子ども・子育て支援

施策を行っていく際の姿勢として、次のような「3つの大切な姿勢」が示されている。

1) 生命（いのち）と育ちを大切に する

一人ひとりの子どもが幸せに生きる権利、育つ権利、学ぶ権利を大切に、「生命（いのち）と育ちを大切に」することが重要である。

このため、妊娠・出産の安心・安全と子どもの健康を守るための環境整備や支援などを進めるとともに、子ども手当の創設や高校の実質無償化などにより、すべての子どもの健やかな育ちと教育の機会を確保することとしている。

2) 困っている声に応える

子どもや子育て家庭の不安を解消し、困っている声に応えることが重要である。

このため、保育所に入れにくい子どもたちや放課後の居場所のない子どもたちを抱える子育て家庭に、十分なサービスが提供されるように環境整備を進めることとしている。

また、一人ひとりの子どもの置かれた状況の多様性を社会的に尊重し（インクルージョン）、ひとり親家庭の子どもや障害のある子どもなど、特に支援が必要な方々が安心して暮らせるよう支援するとともに、子どもの貧困や格差の拡大を防ぐこととしている。

3) 生活（くらし）を支える

若い世代や子どもの立場に立って、家庭や地域の生活を支えることが重要である。

このため、若い世代への就労・生活・自立に向けた支援を行うなど、子どもや若者が円滑に社会生活に移行できるようにすることとしている。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、いわゆる「M字カーブ」

の解消など、女性が出産や子育てのために仕事をやめなくてもよいように、また、出産や子育て後に円滑に仕事に復帰できる社会が実現するよう、働き方の改革と職場環境の改善を進めることとしている。

4 目指すべき社会への政策 4本柱と12の主要施策

3つの大切な姿勢を踏まえ、次のような「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」に従って、取組を進めることとしている。

1) 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(1) 子どもを社会全体で支えるとともに、 教育機会の確保を

子ども手当の創設により、次世代を担う子どもたちを社会全体で支えるとともに、高校の実質無償化、奨学金の充実等により、子どもの学びを支援する。

また、子どもの「生きる力」を養い、安心して学べる学校の教育環境の整備に取り組む。

(2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように

非正規雇用対策（正規雇用への転換促進、非正規雇用の待遇格差の是正等）や若者の就労支援の実施（キャリア教育・職業教育、ジョブカフェ等によるフリーター等の就労支援）を推進する。

また、「子ども・若者育成支援推進法」に基づくニートやひきこもり等の困難を有する子ども・若者への支援に取り組む。

(3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

学校・家庭・地域の取組等を通じて、多様

な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深める。

また、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境を整備するとともに、文化・芸術活動、自然とのふれあいの場の提供等により、学びや遊びの体験を通じて豊かな人間性を育成する。

2) 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(4) 安心して妊娠・出産できるように

妊婦健診や出産に係る経済的負担の軽減、新生児集中治療管理室（NICU）の整備等、相談支援体制の整備（妊娠・出産・人工妊娠中絶など）等により、妊娠・出産の支援や周産期医療体制（産婦人科医師、助産師等を含む。）を確保する。

また、不妊専門相談センター、不妊治療に係る経済的負担の軽減等により、男女を問わず、不妊治療への支援に取り組む。

(5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを 受けられるように

潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消、多様な保育サービス（延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育、事業所内保育等）の充実、人口減少地域における保育機能の維持、幼児教育と保育の質の向上を図る。

さらに、保育制度改革を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築について検討する。その際、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）の在り方についても検討し、結論を得る。

また、放課後子どもプランを推進し、放課後児童クラブを拡充するとともに、これらの